

2022年 8月 29日

宮内庁長官  
西村 泰彦 様

## 中国文化財返還運動を進める会

代表：五十嵐 彰 瀨瀬 厚

東海林 次男 藤田 高景

連絡先：〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-5

電話03-3501-5558(一瀬法律事務所)

## 中国文化財「鴻臚井の碑」の返還に関する要望書

私たちは、中国から日本が不当に本邦内に持ち込んだ中国文化財を「元の場所」に戻す運動を進めている市民団体ですが、「鴻臚井の碑」について以下のとおり要望いたします。

### 記

現在、「鴻臚井の碑」は、宮内庁が管理する皇居内に存在しています。同碑は中国の唐の鴻臚卿「崔忻」が渤海を訪ねた帰途714年に旅順に掘った井戸の側に立てた巨石で、渤海訪問の事績が彫られており、極めて高い歴史的価値を持つ歴史遺跡です。その後「鴻臚井の碑」は1200年近く旅順にあって、地元の人々に広く知られた文化財でした。

ところが日露戦争後の1908年頃、「鴻臚井の碑」は同戦争の戦利品として日本によって旅順から日本に搬入され、宮中に差し出されて皇居内に建てられた「建安府」の側に置かれてきました。

本来、日本が1945年に敗戦を迎えて大日本帝国が崩壊した時点で、日本が武力を背景にして中国から略奪した「鴻臚井の碑」は、速やかに「元の場所」に戻されるべきでした。

世界的な潮流としても、現在では戦争や植民地支配を背景にして他国から略奪した文化財は「元の場所」に返還するべきことが認識されるようになっていきます。

「鴻臚井の碑」についても、すでに30年近く前から旅順をはじめとする中国の市民・研究者が返還の声を日本に伝えています。それにもかかわらず、日本が、敗戦から70年以上経った現在も高い歴史的価値を持つ同碑を中国に返還していないことは大変遺憾なことです。

私たちは、「鴻臚井の碑」の返還が実現されることを強く強く望んでいますが、まず宮内庁に対して次の点を明らかにされるように求めます。

(1) 「鴻臚井の碑」の歴史的価値や史料の意義についてどのように認識されていますか。

同碑の歴史的価値や史料の意義を記述した宮内庁保管の文書を教えて下さい。

(2) 「鴻臚井の碑」を実際に見せて戴ける手続きを教えて下さい。

過去には同碑を実際に見た民間人が存在するようですが、その例を教えて下さい。

(3) 「鴻臚井の碑」の返還を求める中国側の意向をどのように認識されていますか。

「中華人民共和国駐日本国大使館」のホームページには2006年から「『解決の望みある』 新華社が鴻臚井碑問題報道」という文書が掲載されていますが、認識されていますか。

私たちは、「鴻臚井の碑」が中国に返還されていないことは、日中友好の実現を妨げるものになっていると危惧しています。宮内庁が国の機関として「鴻臚井の碑」の中国返還に務められることを強く望みます。

以上